

令和3年第1回
美唄市議会定例会会議録
令和3年3月5日（金曜日）
午前10時00分 開会

◎議事日程

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 会期決定の件
- 第3 諸般報告
- 第4 議長報告
- 第5 市政報告
- 第6 市政並びに教育行政執行方針演説
- 第7 報告第1号 例月出納検査結果報告
- 第8 報告第2号 例月出納検査結果報告
- 第9 報告第3号 例月出納検査結果報告
- 第10 報告第4号 例月出納検査結果報告
- 第11 報告第5号 定期監査報告
- 第12 報告第6号 行政監査報告
- 第13 議案第15号 美唄市国民健康保険条例の一部改正の件
- 第14 議案第16号 美唄市受動喫煙防止健康づくり基金条例制定の件
- 第15 議案第17号 美唄市介護保険条例の一部改正の件
- 第16 議案第18号 美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件
- 第17 議案第19号 美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件
- 第18 議案第20号 美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指

- 定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件
 - 第19 議案第21号 美唄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件
 - 第20 議案第22号 美唄市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例制定の件
 - 第21 議案第3号 令和2年度美唄市一般会計補正予算（第11号）
 - 第22 議案第4号 令和2年度美唄市介護保険会計補正予算（第4号）
 - 第23 議案第5号 令和3年度美唄市一般会計予算
 - 第24 議案第6号 令和3年度美唄市民バス会計予算
 - 第25 議案第7号 令和3年度美唄市国民健康保険会計予算
 - 第26 議案第8号 令和3年度美唄市下水道会計予算
 - 第27 議案第9号 令和3年度美唄市介護保険会計予算
 - 第28 議案第10号 令和3年度美唄市介護サービス事業会計予算
 - 第29 議案第11号 令和3年度美唄市後期高齢者医療会計予算
 - 第30 議案第12号 令和3年度市立美唄病院事業会計予算
 - 第31 議案第13号 令和3年度美唄市水道事業会計予算
 - 第32 議案第14号 令和3年度美唄市工業用水道事業会計予算
-

◎出席議員（13名）

議長	金子	義彦	君
副議長	桜井	龍雄	君
1番	森	明人	君
2番	伊藤	真久	君
3番	齋藤	久美夫	君
4番	山上	他美夫	君
5番	山崎	一広	君
6番	川上	美樹	君
7番	楠	徹也	君
8番	松山	教宗	君
9番	本郷	幸治	君
10番	紫藤	政則	君
12番	谷村	知重	君
13番	小関	勝則	君

◎出席説明員

市長	板東	知文	君
副市長	市川	厚記	君
総務部長	猪谷	憲恭	君
市民部長	松田	公史	君
保健福祉部長	高橋	英雄	君
経済部長	東	貴弘	君
都市整備部長	米澤	勝	君
市立美唄病院事務局長	今澤	清隆	君
消防長	相馬	一司	君
総務部総務課長	平野	太一	君
総務部総務課長補佐	高橋	修也	君

教育委員会教育長	天野	政俊	君
教育委員会教育部長	阿部	良雄	君

選挙管理委員会委員長	中田	礼二	君
選挙管理委員会事務局長	日下	聡	君

農業委員会会長	今田	邦彦	君
農業委員会事務局長	高田	裕二	君

監査委員	西尾	正	君
------	----	---	---

◎事務局職員出席者

事務局長	村谷	昌春	君
次長	門田	昌之	君

午前10時00分 開会

●議長金子義彦君 ただいまより、本日をもって招集されました、令和3年第1回定例会美唄市議会定例会を開会いたします。

これより、本日の会議を開きます。

この場合、説明員の欠席について、次のとおり通知がありましたので報告いたします。監査事務局長根布忠幸君は本定例会期間中、入院加療のため欠席いたします。

●議長金子義彦君 次に、監査委員及び選挙管理委員会委員長から発言を求められておりますので、これを許します。

●監査委員西尾正君 発言のお許しをいただきましたので、一言ごあいさつを申し上げます。

昨年12月の市議会定例会におきまして、監査委員の選任同意をいただき、本当にありがとうございます。微力ではございますが、監査の重要性を認識し、公正、普遍をもって職務に取り組んでまいりたいと考えておりますので、議員の皆様にはご指導、ご鞭撻をお願い申し上げます。就任のごあいさつとさせていただきます。どうぞよろしくお願ひいた

します。

●選挙管理委員会委員長中田礼二君 今年の12月25日の選挙管理委員会で委員長になりました中田礼二といます。今後行われる選挙では、有権者の為に公平で公正な選挙を行うよう、努力してまいりますので、どうぞよろしく願いをいたします。

●議長金子義彦君 日程の第1、会議録署名議員を指名いたします。

5番 山崎一広議員

6番 川上美樹議員

を指名いたします。

●議長金子義彦君 次に日程の第2、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、本日より3月26日までの22日間とし、うち、3月6日ないし10日、3月13日ないし25日を休会といたしたいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

●議長金子義彦君 次に日程の第3、諸般報告にはいります。

諸般報告については朗読を省略いたします。

諸般報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって諸般報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第4、議長報告に入ります。

議長報告についても朗読を省略いたします。

議長報告について、ご質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって議長報告を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第5、市政報告に入ります。

●市長板東知文君 令和3年第1回市議会定例会に当たり、市政の主なものとして、「大規模水道事故」についてご報告申し上げます。

去る2月24日午後3時頃、東美唄町において、美唄ダムから浄水場に水を送るための水管橋の崩落による、直径50センチメートルの導水管の破損及び漏水を発見しました。

市としましては、原水を確保するための応急措置として、美唄川からの取水に向けて、全力を挙げて復旧作業に取り組みましたが、同日午後8時45分に「大規模水道事故対策本部」を設置し、その中で当日の大雪や道路事情、復旧資機材の確保などに予想以上に時間を要することから、水道水の供給を停止せざるを得ない状況であると判断をし、同日午後9時から、市内全供給戸数10,117戸の約76パーセントにあたる、美唄ダム水系供給戸数7,729戸の断水を実施したところであります。

このため、対策本部としましては、断水による市民生活への影響を最小限に抑えるため、各関係機関からの支援・連携のもとに、断水の対策として、市民の皆様への周知に向けて、自治会への電話連絡をはじめ、市ホームページや地デジ広報による情報の発信に努めるとともに、給水所を設置、給水袋の個別配送、広報車による巡回などを実施してきたところであります。

また、復旧対策としましては、2月25日午後9時、美唄川に暫定的に取水場所を設置したことにより浄水場への原水の送水が可能となり、2月27日午前10時から、段階的に断水の解消を図ってきたところであります。しかし、その後、水道水の供給に伴い大量の赤水が発生した事から、市民の皆様へ節水をお願いするとともに、排泥作業など必要な対策を継続して実施してきたところであり、現時点ではおおむね赤水の解消が図られるなど、応急的な復旧作業を終了することができたところであります。

この間、事故の復旧にあたり、市民・企業・団体を始め、北海道開発局、北海道さらには道内各自治体などの多くの皆様のご厚情により、多大なご協力・ご支援を賜りましたことに対しまして、深く感謝とお礼を申し上げます。

多くの市民の皆様、事業者の皆様には、水道事故により大変ご不便をおかけしましたことを心からお詫び申し上げますとともに、今後ともご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

今後は、水道水の安定的供給に向けた復旧工事に早期着手するとともに、水道事故調査検討委員会を設置して事故の原因を究明するなど、事後処理の万全を期してまいります。

●議長金子義彦君 次に日程の第6、市政並びに教育行政執行方針演説に入ります。

●市長板東知文君 令和3年第1回市議会定例会の開会にあたり、市政運営の基本的な考え方を申し上げ、市民の皆様及び市議会議員の皆様のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

私は、令和元年7月に市長に就任して以来、今日まで市民、企業、各団体等の皆様との話し合いを重ね、多くの美唄の将来に対する思いにふれさせていただきました。

この間、私たちの暮らしは、超高齢社会や人口減少社会など、かつて経験したことのない時代を迎えており、未曾有の自然災害やパンデミックなどの経験をとおして、先送りできない課題への対応が求められています。

このような新たな時代の転換期にあって、この私に寄せられました期待と責任の重さをしっかりと受け止め、改めて市民の皆様が目線に立って「このまちで暮らす喜びと誇り」をともに創り上げていくことを決意し、市政の推進に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症につきましては、その長引く影響により、極めて厳しい日常生活を強いられている市民や事業者・団体の皆様が一日でも早く日常の生活や事業活動を取り戻すことができるよう、「命と暮らしを守る」対策を今後とも切れ目なく、しっかりと講じてまいります。

このため、令和3年度は、分散型社会への転換やグリーン社会の実現など、コロナ禍で明らかとなった課題に的確に対応するとともに、少子高齢化、人口減少、格差という地域課題に「勇気をもって挑戦する年」として位置付け、美唄らしい未来を切り拓く「新しい総合計画」の実現に向けて、市民の皆様と全力を挙げて取り組んでまいります。

令和3年度の市政執行に当たり、私の基本姿勢を申し上げます。

市政は、市民の厳粛な信託によるものであり、「市民の、市民による、市民のための市政」

が基本であります。

これは、市民の皆様が市政の主役で、主権者であるということであり、日本国憲法前文にうたわれている人類普遍の原理であります。

私は、市の最高規範である「美唄市まちづくり基本条例」の3つの理念、つまり「人権の尊重」「平和の希求」「自然との共生」と、その基本原則である「市民主体のまちづくり」「情報の共有」「協働のまちづくり」に則り、市政の執行にあたってまいります。

また、私は、市長の責務として、市民の皆様の信託に応え、市民の代表者として、この条例の理念を実現するため、法令等を遵守し、公平・公正かつ誠実に市政を執行してまいります。

本年度を初年度とする総合計画においては、「ともに支えあい、分かち合う、田園文化創造都市びばい」を都市像に掲げています。

私は、この都市像の実現に向け、5つの挑戦とする主要施策により、新たな時代の目指すべき地域づくりに全力で取り組んでまいります。

次に、令和3年度の主要施策について申し上げます。

令和3年度当初予算につきましては、「第7期美唄市総合計画」で掲げた都市像を実現するため、各施策を推進してまいります。

はじめに「ともに支え合い、安心して暮らせるまちづくり」であります。

地域コミュニティについては、人口の減少や高齢化の進行にともない、町内会等の役員の担い手不足など、地域活動の弱体化や社会的孤立等が深刻化しています。

このため、市職員による「地域応援チーム」

の強化とともに、新たに「集落支援員」を各地域に配置することとします。

このことにより、高齢者や生活困窮者等に対する地域での見守りや生活相談支援体制の強化・充実を図り、地域の課題解決や地域コミュニティの再構築に取り組んでいくなど、「誰ひとり置き去りにしない、ともに支え合い、分かち合う地域づくり」を関係機関・団体等と連携しながら推進してまいります。

また、地域コミュニティの拠点施設である総合福祉センターや地域福祉会館については、市民の皆様により一層憩いの場や交流の場として利用いただけるよう、必要な整備や適切な維持管理に努めてまいります。

障がい者福祉については、障がいがある、ないにかかわらず、全ての人がお互いの人権や尊厳を大切にし、支え合い、ともに生きていく「共生社会」の実現を目指してまいります。

このため、引き続き、相談支援体制の充実や就労支援の促進を図るほか、虐待防止に向け、道などの関係機関と連携し、早期発見、早期解決に努めるとともに、判断能力の不十分な方が行う法的手続の際の支援体制を構築してまいります。

高齢者福祉については、「第8期高齢者保健福祉計画介護保険事業計画」に基づき、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活できるよう、保健、医療、介護、住まい、生活支援サービスが切れ目なく提供できる「地域包括ケアシステム」の実現に向けて、全市的に取り組んでいくことが求められています。

このため、新たな条例の制定や市民委員会の編成に取り組むとともに、介護予防事業な

などを推進してまいります。

また、認知症カフェや認知症サポーター養成講座を継続し、認知症の人とその家族を地域全体で支える取組を継続するほか、新たに認知症サポーターステップアップ講座を実施し、養成講座を修了した方を支援してまいります。

さらに、地域の支え合い体制を強化するため、地域での懇談会や研修会を行うなど、高齢者の生活の自立を地域全体で支援する取組を進めてまいります。

保健については、市民一人ひとりが自身の健康を意識しながら健康づくりを進めることができるよう、ライフステージに応じた健康教育や相談を行ってまいります。

また、新型コロナウイルス感染症の重症化を防ぎ、健康な生活を送るために、妊娠期、乳幼児期から生活習慣病予防に視点を置いた「栄養・食生活」や「運動・身体活動」などの6つの領域の健康づくりを推進し、よりよい生活習慣の定着を図ってまいります。

特に、受動喫煙防止については、妊産婦や子どもたちの健康が守られる環境づくりとともに、禁煙支援相談事業を拡充し、喫煙者に対するケアを推進してまいります。

また、保健センターに「子育て世代包括支援センター」の機能を加えることにより、全ての妊婦を対象に妊娠・出産・子育てまでのケアプランを作成し、オンラインによる相談にも対応するなど、子育て世代の不安や孤立感の解消に努めてまいります。

新型コロナウイルス感染症対策については、検温、消毒、マスクの着用、3密回避、一定の距離の確保などの基本的な感染防止対策を

徹底するとともに、ワクチン接種については、16歳以上の希望する市民の皆様全員が速やかに接種できるよう、医師会及び市内医療機関と連携して進めてまいります。

国民健康保険事業については、医師会や関係機関と連携し、データヘルス計画モデル地区の支援を受けるなど、特定健診等の受診率を高め、健康の保持・増進を図るとともに、ジェネリック医薬品の使用促進の啓発や適正受診の推進等を行うほか、健全な運営に向けて保険税の収入確保に努めてまいります。

後期高齢者医療については、健康診査や歯科健診等を実施し、疾病の早期発見、早期治療を推奨することで、重症化の予防や健康意識の向上に努めてまいります。

地域医療については、超高齢社会に向けた医療の在り方を早急に構築していく必要があることから、「超高齢社会のフロントランナー美唄」として、これまでの「治す医療」である病院完結型医療から、「治し支える医療」である地域完結型医療への転換を図ってまいります。

このため、市立美唄病院については、プライマリ・ケアの充実を図り、在宅医療を拡充するなど、美唄らしい地域包括ケアシステムの確立に向け、建替えの基本設計等に取り組むとともに、地域での役割を果たすため、他の医療機関との役割分担を図るなど、広域的な医療資源を活用するほか、医師を始めとする医療従事者の確保に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策や発熱外来、ワクチン接種の実施など、市民の皆様が安心して医療を受けることができる体制づくりに取り組んでまいります。

さらに、救急医療については、医師会や近隣中核病院とより一層の連携を図り、救急搬送や救急医療体制の確保に努めてまいります。

次に「地域資源を生かした「にぎわい」と「活力」あふれるまちづくり」であります。

商工業振興については、地元企業の経営基盤の強化を図るため、「美唄市中小企業等振興条例」に基づき、地域資源や特性を生かした新事業や付加価値の高い製品・サービスの創出、販路開拓、人材育成などに向けた地元企業の取組を支援するほか、国や道等の支援制度の積極的な活用に向けた情報提供や相談等に努めてまいります。

また、「美唄市産業振興条例」に基づき、工場等の新增設に対する助成及び課税の免除などを行ってまいります。

企業立地の推進については、空知工業団地への企業立地を促進するため、デジタル改革やグリーン社会の実現に向けた国の施策と連携し、ホワイトデータセンターの集積につなげるとともに、雪冷熱エネルギー技術を活用した食関連産業や、AIやIoTのスマート農業関連企業、再生可能エネルギー事業などの誘致に取り組んでまいります。

また、美唄ハイテクセンターにお試しサテライトオフィスを設置し、本社機能やワーケーション、サテライトオフィス等の誘致促進に取り組んでまいります。

さらに、令和3年度から北海道ベースボールリーグが2球団から4球団に拡大することを踏まえ、美唄ブラックダイヤモンドの活動基盤の強化につながるよう、地域活性化起業人の配置や環境整備を行い、スポーツを契機とするビジネスの活性化に取り組んでまいり

ます。

中心市街地の活性化については、地域おこし協力隊による賑わい創出のためのイベントの企画・開催や商店街組織と連携した賑わい創出を支援するほか、商工会議所や関係機関などと連携を図りながら、創業支援を始め、事業継承、中心市街地の空き店舗対策を図るなど、魅力ある商店街づくりや安定した経営ができる商業環境づくりに努めてまいります。

雇用対策については、ふるさとハローワーク「ジョブガイドびばい」と連携した就労促進に努めるほか、就職氷河期世代や子育て世代の女性、高齢者などの雇用制度に関する情報の周知や支援を行うほか、企業誘致活動や移住定住施策と有機的に連携しながら、明日の地元産業を担う人材の育成・確保に努めてまいります。

また、若者の地元就職を促進するため、市内高校と連携し、企業見学会や合同企業説明会を開催するほか、技能講習の支援を拡充するなど、地元企業への雇用対策を推進してまいります。

さらに、雇用機会の拡大と企業の人材育成を図るため、美唄地域人材開発センターなどの関係機関と連携し、地元中小企業を支える人材の技能や知識習得に対する助成を継続してまいります。

観光・交流については、現在、新型コロナウイルス感染症の収束が見通せない中、感染拡大の防止と地域経済活動の活性化を両立させるため、「ふるさと美唄応援団づくり事業」と連携しながら、市公式ホームページやSNS、観光パンフレット、デジタルサイネージ、ふるさと納税返礼品のPR等を通じて、美唄

の魅力を全国に積極的に発信し、美唄にゆかりや思い入れのある方々・団体等と多様な形でつながる関係人口の創出・拡大に努めてまいります。

また、美唄ならではの「食」や「自然」、「歴史文化」、「芸術」などのすばらしい地域資源を活用して、新たな体験メニュー、滞在型観光商品の開発支援や中心市街地・郷土資料館への回遊を促進するとともに、市内事業者や関係団体と連携して様々なツーリズムを推進するなど、地域資源を生かした観光地づくりの推進に努めながら、食と農による観光まちづくり推進主体（仮称）の組織化に関する検討を進めてまいります。

さらに、地域おこし協力隊による「やさしい日本語」の普及などにより、滞在者に対するホスピタリティの向上を図り、受入体制の整備に取り組んでまいります。

日本遺産に認定された「炭鉄港」については、炭鉄港推進協議会と連携を図りながら、モニターツアーや地域イベントなどを実施することで、本市の歴史的遺産に対する知名度を高めるとともに、本市の貴重な地域資源として、保全・活用に努めてまいります。

地域情報化については、地域社会のデジタル化に向けて、マイナンバーカードの普及促進に努めるとともに、新型コロナウイルス感染症対策の「新しい生活様式」に対応するため、住民票や印鑑登録証明書のコンビニ交付や市税のキャッシュレス決済を導入し、市民の皆様の安全と利便性の向上に努めてまいります。

また、光回線サービスエリアの整備を市内全域へ拡大し、市内のデジタル格差の解消を

図ってまいります。

さらに、市公式ホームページや地デジ広報等で市政情報を迅速かつ適格に提供することにより、市民の皆様との情報共有を図るとともに、市内外へまちの魅力を積極的に発信してまいります。

農業振興については、「美唄市農業ビジョン（第3次）」に基づき、いのちを育む力強い農業が営まれ、安全・安心な農産物を作るとともに、多様な機能を有する活力ある農業・農村づくりを進めてまいります。

水稲や畑作物の生産振興については、直播等の栽培技術の導入や新たな高収益作物の導入支援、農産物のブランド化・販路拡大や農工商連携・6次産業化を図る取組を支援するなど、生産体制の強化を図ってまいります。

農業生産基盤の整備については、国営農地再編整備事業や道営農地整備事業の推進により、生産条件の改善と担い手への農地の集積を図るほか、関連する農道、排水路などの適切な維持管理や整備に努めるとともに、農業水利施設の改修及びIoT化に向けた検討を進め、本市の基幹産業である農業の経営基盤の強化に取り組んでまいります。

スマート農業の推進については、「美唄市ICT農業推進協議会」とともに、引き続き、新たなスマート農業技術の検証やスマート農業機械導入支援を実施し、地域への普及や農業関連サービスの創出・育成を図るなど、農業基盤整備事業の事業効果をより一層高めてまいります。

新規就農者の育成・確保については、農業後継者はもとより、若者や女性など多様な人材が就農できるよう、定着に向けた取組に対

して支援を行うほか、経営体質の強化や農業法人の育成等の取組を促進してまいります。

消費者に信頼され活力ある農業・農村づくりについては、安全・安心で良質な農産物を求める消費者や食品関連事業者のニーズに対応するため、クリーン農業や有機農業など、環境に配慮した持続可能な農業生産を継続して支援してまいります。

また、食農教育の実践として、美唄尚栄高校と連携し、本市の地域特性や優位性を生かしながら、食と農を連動させた特産品開発の取組を支援してまいります。

さらに、農業者が主体の農業・農村の多面的機能を維持・発揮する取組や環境保全型農業の取組を支援してまいります。

農商工連携や6次産業化については、アスパラガスやハスカップ等の高収益作物の導入拡大に対して支援するとともに、美唄産農産物を活用した商品開発、加工、販売等に対して、国や道の支援制度や市独自の「農商工連携等推進補助金」により、食関連事業者や農業者等に対する支援を実施してまいります。

こうした美唄の「食」と「農」のブランド化に向けて、市内アンテナショップによる販売や展示会でのPRなどにより、美唄の「食」と「農」の魅力を生かした特産品の販路拡大や魅力発信に取り組んでまいります。

さらに、ふるさと納税については、良品質米を始めとした農産物や農産加工品等の返礼品のさらなる充実や魅力ある情報の積極的な発信に取り組むとともに、ふるさと納税サイトのイベント出展を通じて、リピーターや新規寄附者の増加に努めてまいります。

移住・定住については、転入者の新築住宅

や中古住宅の購入費用への助成を行うほか、子育て世帯・若者夫婦世帯の定住者が購入した中古住宅費用への助成を継続してまいります。

また、札幌市にJR特急定期券を利用して通勤する転入者や市所有の分譲地を購入した方、さらには国の指定する豪雪地帯以外の地域から転入された方を対象とした間口除雪等への助成を継続してまいります。

さらに、新たな助成制度として、若者の移住と労働力の確保のため、市内で起業又は市内の事業所に就業・就職する移住者への家賃助成のほか、新婚世帯に対する家賃、引越費用等への助成など、若い世代の移住・定住の促進に努めてまいります。

移住を検討されている方に対しては、美唄市移住・定住推進協議会と連携して、きめ細かな情報の提供や相談などに努めてまいります。

ふるさと美唄応援団の拡大については、美唄出身等の「ふるさと回帰」の機会である同窓会等に係る経費の一部を支援し、関係人口の創出に努めてまいります。

次に「地域に根ざし、暮らしに学ぶまちづくり」であります。

子育て支援については、地域の未来を担う子どもたちの現在及び将来が、その生まれ育った環境によって左右されることのないよう、今後の支援を総合的かつ効果的に推進するため、子どもの貧困対策のための実態調査を実施してまいります。

全国的にも増加の一途をたどる児童虐待については、未然防止とその根絶に向けて、児童相談所や子育て世代包括支援センターを始

め、関係機関との連携を密にし、迅速かつ適切な対応に努めてまいります。

また、引き続き、若い世代の妊娠・出産・子育ての希望をかなえる支援策としては、不妊治療費の一部助成を行うほか、多子世帯で認可外保育施設に入所している3歳未満の子どもの保育料を支援してまいります。

さらに、安全・安心な保育環境の充実を図るため、認定こども園の屋根塗装や浄化槽を改修するとともに、新型コロナウイルス感染症の拡大防止を徹底するため、保育所や認定こども園、へき地保育所において、必要な衛生用品を整備してまいります。

平和施策については、「美唄市まちづくり基本条例」における平和の希求の理念のもとに、「核兵器廃絶平和都市宣言」に込めた世界平和の願いが、子どもから高齢者まで広い世代に行き渡っていくように、平和映画会や平和ミニコンサートを開催し、市民の皆様とともに平和の尊さを広く伝えてまいります。

学校教育については、ICT教育環境の充実により、教員が児童生徒に向き合う時間を十分確保し、美唄らしい特色ある教育を通じて、児童生徒が郷土愛と新しい時代を生き抜く資質・能力を育むとともに、学力や体力の向上、豊かな心の育成に努めてまいります。

また、就学援助事業については、引き続き、制度の拡充により、教育格差の解消に努めるほか、学校給食については、食農教育の生きた教材として、公会計化と給食費の一部助成に取り組んでまいります。

さらに、小中学校と一体となった生涯学習センター構想については、教育委員会と連携し、引き続き、調査・検討してまいります。

生涯学習・スポーツについては、新型コロナウイルス感染症対策を講じた上で、各種教室や主催事業の実施など、市民の誰もが気軽に学べ、スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めてまいります。

また、文化・体育施設については、設備の更新や改修等を行い、安全で快適な活動場所を提供できるよう、適切な施設管理に努めてまいります。

文化・芸術については、市民の皆様の主体的な取組に対する支援や、参加しやすい行事などを開催し、文化・芸術に親しめる環境づくりを推進してまいります。

また、本市の歴史や良さの再発見につながる活動、地域人材の貴重な経験等を次世代につなぐ取組については、郷土史料館を拠点施設として実施してまいります。

さらに、安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄や、旧東明駅舎及びSLなどの文化財等については、適切な維持・保全に努めてまいります。

次に「人と自然が共生した安全・安心のまちづくり」であります。

自然保護については、宮島沼水鳥・湿地センターを拠点として、市民の皆様や団体及び行政との協働によるイベントの開催や、環境学習などを通じて、ワイズユースを推進してまいります。

また、宮島沼の湿地環境を維持するため、水環境の改善に向けた取組を推進するほか、本市の豊かな自然を維持し、将来の世代へ継承していくため、森林や農地の保全、生物多様性に配慮した活動を継続してまいります。

さらに、温室効果ガスの排出を全体として

ゼロにする「脱炭素社会」の実現を目指すため、市民や事業者の皆様との協働により、環境学習会等の取組を行い、市民の皆様への機運醸成を図ってまいります。

循環型社会については、地域温暖化の防止に向けた、温室効果ガスの削減を図るため、省資源・省エネルギーのレベルを高めるとともに、環境負荷を低減させるエコロジーな取組や環境に関する啓発、情報提供を充実させるなど、市民一人ひとりの環境問題に対する意識の高揚がさらに図られるよう、環境保全活動を推進してまいります。

また、ごみの発生抑制と再資源化に向け、出前講座の開催やサンアール推進員と連携し、町内会や福祉関係機関などとの協働により適切な分別排出の徹底を図るほか、不法投棄防止に向けた啓発活動に取り組んでまいります。

さらに、リサイクルセンターや最終処分場の施設整備を行い、資源の有効活用と環境負荷の少ない循環型社会の推進に努めてまいります。

都市基盤整備については、「立地適正化計画」に基づき、人口規模に見合った魅力ある市街地の形成に向けた取組を、引き続き検討してまいります。市道については、和田公園・菜の花線など凍上により傷みの著しい生活道路の再改修に重点を置くほか、美唄駅南線、沼の内西4号線の舗装整備や一心地区などの側溝整備に取り組んでまいります。

橋りょうについては、川向橋の補修工事を進めるとともに、安全で安心して橋りょうを利用できるよう、法令に基づく点検を行ってまいります。

道路施設については、街路灯設置を行う町

内会などへの助成により、LED化の促進を図ってまいります。

広域交通網の整備については、渋滞などの緩和のため、国道12号峰延道路の4車線化や道道美唄富良野線の早期完成に向けて、国や道に、引き続き要望してまいります。

除排雪については、冬道の交通安全対策が図られるよう国や道などの関係機関と連携しながら、市民生活や経済活動の基盤となる、道路・歩道の除排雪を行い、安全・安心な道路交通網の確保に努めてまいります。

河川については、水防機能を強化するため、ビバイイクシュンベツ川及び間の沢川を整備するほか、適切な維持管理に努めてまいります。

市営住宅については、今後5年間の整備方針を策定するため、「公営住宅等長寿命化計画」の見直しを行ってまいります。

また、南美唄団地、進徳東団地、いなほ団地の再編に向けた取組を進めるとともに、有明団地の外部改修による長寿命化を図り、適切な管理に努めてまいります。

民間住宅については、市民の皆様が安心して暮らせるよう、バリアフリーや断熱改修に対する支援制度を拡充するほか、木造住宅の耐震化率向上のため、耐震診断・改修を進めてまいります。

空家対策については、新たな「空家等対策計画」に基づき、除却費に対する支援を拡充してまいります。

上水道については、有収率の向上や赤水の解消など水質管理を図るため、計画的に配水管改良事業や、漏水調査を実施するとともに、水道管の耐震化や浄水場の老朽設備の更新を

進め、安全で安心な飲料水の安定供給に努めてまいります。

下水道については、汚水処理区域における整備の拡大や水洗化を促進するとともに、マンホールポンプ所の設備を更新するほか、区域外については、引き続き、合併処理浄化槽を設置してまいります。

また、今後とも安定した経営基盤を構築するため、引き続き、水道事業の広域化の検討や市民委員会を開催して、将来に向けた上下水道事業の在り方について検討してまいります。

景観・緑づくりについては、生ごみ堆肥を活用して、市民の皆様や関係団体の皆様との協働により花の植栽などを行うほか、公園施設については、かえで公園のほか3公園の遊具の更新を行うなど、適正な維持管理に努め、利用者の安全と快適な空間づくりに取り組んでまいります。

森林については、市有林の適正管理に努めるとともに、民有林の維持・保全の取組に対し、引き続き支援してまいります。

また、森林環境譲与税を活用し、個人や企業等の私有人工林の所有者に対する森林経営の意向調査を実施するほか、市有林の間伐や主伐後の確実な植林等を行い、森林資源の循環利用に向けて、取り組んでまいります。

公共交通については、公共交通体系の向上を図るため、市民バス路線の課題整理に向けて、新たに「美唄市地域公共交通計画」の策定に取り組んでまいります。

また、高齢者や障がい者など交通弱者の日常生活に配慮した公共交通を持続するとともに、市民の皆様からの意見を伺いながら、利

便性の向上に努めてまいります。

さらに、通院バスについては、医療の広域連携を踏まえ、受入先の医療機関との協議や、医師会、バス事業者の動向を見据え、協議検討してまいります。

合同墓については、少子高齢化や核家族の進行に伴う市民ニーズに適切に対応するため、設置に向けた取組を進めてまいります。

国土強靱化については、令和2年度に策定した「美唄市強靱化計画」に基づき、大規模自然災害から市民の生命・財産と社会経済システムを守るため、民間住宅の耐震化等を図る取組を行ってまいります。

また、本市の地理的な優位性のある雪冷熱エネルギー技術を生かし、デジタル化の推進に伴うリスク分散の受け皿として、「ホワイトデータセンター構想」の推進に取り組んでまいります。

防災については、地域の防災力向上を図るため、市民の皆様自らが避難行動を行うためのコミュニティ・タイムラインの作成に取り組んでまいります。

また、大規模自然災害発生時において、新型コロナウイルス感染症に対応した避難所開設が行えるよう、市民参加型の実践的な防災訓練を実施し、防災体制の強化に努めてまいります。

防犯については、警察や防犯協会、暴力追放運動推進協議会と連携を図りながら、防犯に関する情報提供や自主的な防犯活動を広げ、市民の皆様が安全で安心して生活できるまちづくりに努めてまいります。

交通安全については、美唄市安全で安心なまちづくり推進協議会と連携し、幼稚園児や

小学生を対象とした自転車教室や老人クラブを対象とした高齢者交通安全教育を継続するとともに、飲酒運転の撲滅に向けた運動を行うなど、交通安全の重要性を広く伝えてまいります。

消防については、消火栓の更新や新設を行い、水利施設の維持管理に努めるほか、地域防災力の中核である消防団の安全装備を整備し、災害対応力の充実強化に取り組んでまいります。

救急については、救命率の向上のため、救急救命士の養成や市民による速やかな応急手当が実施できるよう救急講習の充実を図ってまいります。

また、救急件数や市外搬送の増加及び新型コロナウイルス感染症の対応として救急車を増台し、3台体制での運用を行い、救急体制の充実強化や救命率の向上に取り組んでまいります。

火災予防については、市民の皆様、町内会、事業所に対して、火災の傾向と必要な対策を積極的に情報発信するとともに、「幼年消防クラブ」や「ジュニア消防クラブ」を通じて、防火・防災思想の普及を図り、火災のない安全・安心なまちづくりを目指してまいります。

消費者保護については、社会問題となっている悪質商法や架空請求などの犯罪被害を未然に防止するため、高齢者等に向けた被害防止のための出前講座や街頭啓発を実施してまいります。

また、消費者被害防止ネットワークを通じた啓発活動を始め、消費生活センターに寄せられた被害事例を各種イベント時や市公式ホームページ、広報紙で周知するとともに、市

民の皆様が安全・安心な消費生活を送れるよう、警察や消費者協会、地域の安全・安心を守る様々な団体などと連携を図ってまいります。

次に「市民が主役の誰もが活躍できるまちづくり」であります。

協働のまちづくりについては、市の政策や暮らしに関する情報を広報紙や市ホームページ、地デジ広報などで発信し、市民の皆様との情報共有を図ってまいります。

また、地域懇談会、地域応援チームなどの広聴活動を通じて相互理解を深め、市民参加による協働のまちづくりを進めてまいります。

さらに、ふるさと美唄応援団や企業版ふるさと納税など、市外からの「新たな協働の担い手」を増やすことで、関係人口、交流人口の拡大を図り、地域力の向上に努めてまいります。

男女共同参画については、広報紙や市ホームページなどを活用した情報提供のほか、美唄市男女共同参画推進協議会等と連携し、講演会や会報紙の発行を継続して行うなど、あらゆる分野で男女共同参画社会の実現を図るための取組を推進してまいります。

また、暴力の予防と根絶に向けて、広報紙による情報を提供するとともに、警察などの関係機関と連携を図りながら、被害者の安全確保と秘密保持に十分配慮した対応に努めてまいります。

行財政運営については、人口減少や少子高齢化などにより、今後も厳しい財政状況が見込まれることから、将来にわたり持続可能な財政基盤づくりを進めてまいります。

公共施設等の管理については、「美唄市公共

施設等総合管理計画」に基づき、策定を進めている施設類型ごとの個別計画を踏まえ、本計画の見直しを進めてまいります。

また、職員については、新しい様々な行政ニーズに迅速かつ的確に対応するため、職員一人ひとりの能力や可能性を引き出し、組織として総合力を高めるほか、将来を見据えた国や道との人事交流や先進自治体への派遣研修などにより、市民の皆様への信頼と期待に応えることができる人材の育成に努めてまいります。

そして、私自身が、公平性、公正性、透明性を基本に、法令等を遵守し、常に誠実に職責を果たしていくことによって、市役所が市民の皆様への信頼と期待に応えられる組織となるよう取り組んでまいります。

以上、令和3年度の市政執行方針を申し上げます。

これまでの人口増を前提とした「限りない拡大・成長」を求めた社会から、自然と人間との豊かなふれあいを取りもどし、地域社会をより人間らしい生活の場として再生するという、地域の暮らしに根ざした「本物が息づく地域づくり」に取り組むことが求められています。

すでに、若い世代の間では、ローカル志向、地元志向、いわゆる「田園回帰」の流れが表れています。

また、これからの時代は、日本社会全体が本格的な人口減少、超高齢化に向かいつつ、そこに様々な前向きな可能性を切り拓き、「成熟社会の真の豊かさ」を実現していく時代として捉えることができます。

私たちは、先人の皆様が度重なる困難を克

服し、培ってきた自然や歴史、暮らしに根ざした生き方といったものを大切な財産として、次代を担う子どもたちへ引き継がなければなりません。

また、地域社会は「新しい命」の健やかな成長があってこそ成り立つものであり、だからこそ、子どもは「地域の宝」であり、美唄の未来・希望そのものといえます。

私は、過去に責任を負うよりも、未来に責任を負う道を選びたいと思っています。

このため、私としましては、市民の皆様と力を合わせて、「過去を今に生かし、未来につなぐ」という強い信念と行動力のもと、美唄の未来を担う子どもたちのために、「ともに支えあい、分かち合う、田園文化創造都市びばい」の実現に向け、全力を挙げて取り組んでまいります。

市民の皆様、市議会議員の皆様の一層のご理解とご努力を心よりお願い申し上げます。

●教育長天野政俊君 令和3年第1回市議会定例会に当たり、教育行政の執行に関する主要な方針について、申し上げます。

地域社会は、「新しい命」の健やかな成長があってこそ成り立つものであり、子どもは地域の宝、美唄の未来・希望そのものといえます。

令和3年度では、新たな「第7期美唄市総合計画」で掲げる「生きる力を育む教育と次代を担う人材育成」を重点施策として、子どもたちが「確かな学力」を身につけ、未来を切り拓く資質・能力を育む教育環境の整備に努めてまいります。

これからの社会は、人工知能（AI）等の

先端技術が高度化して、あらゆる産業や社会生活に取り入れられたSociety5.0時代が到来し、社会の在り方そのものがこれまでとは大きく変わりつつあります。

このような急激に変化する時代の中で、一人一人の児童生徒が、自分のよさや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、その資質・能力を育成することが求められております。

新学習指導要領では、資質・能力を「知識及び技能」、「思考力、判断力、表現力」、「学びに向かう力、人間性等」の3つの柱に整理したうえで、児童生徒を総合的にバランスよく育てていくことを目指しています。

このような資質・能力を育むため、各学校においては、質の高い学びを実現し、児童生徒が学習内容を深く理解し、生涯にわたって能動的に学び続ける力を育むことを目指します。

生涯学習機会の充実については、市民の一人一人が自発的な意思により活動を行うことで、自己を高め、私たちの暮らしに潤いをもたらします。

このため、生涯にわたって学び続け、その成果をまちづくりに生かせるよう、社会状況に対応した多様な生涯学習機会の提供が必要となっています。

教育委員会といたしましては、「第3次美唄市生涯学習推進計画前期基本計画」のスタートの年であり、「地域に根ざし、暮らしに学ぶ、すべての世代が活躍できるまちづくり」とい

う目指すべき姿を掲げ、地域の豊かな自然や歴史、伝統、文化を生かした学びを推進し、郷土への誇りと愛着を抱くことができる生涯学習活動を推進してまいります。

令和3年度の教育行政の執行に当たりましては、以上の基本的な考え方に基づき、学校教育と生涯学習の推進を両輪としながら、新学習指導要領や新美唄市教育大綱の基本理念に沿って、教育の一層の振興と充実に向けて、市長部局と連携を図り、各分野の施策に全力で取り組んでまいります。

はじめに、学校教育について申し上げます。

一点目は、「幼児教育の充実」についてであります。

幼児期は、多様な経験の中で学んだ基本的な生活習慣の自立を通じて、生涯にわたる人格形成の基礎を育む重要な時期であり、子どもにとって幼児期にふさわしい生活の中で、発達段階に応じた必要な体験を積み重ねていくことが大切です。

国の幼稚園教育要領や保育所保育指針等においては、「育みたい資質・能力」や5歳児修了時の「幼児期の終わりまでに育ってほしい姿」として10の姿が明確化されたほか、5歳児のアプローチカリキュラムから小学校就学時のスタートカリキュラムへと繋げ、幼児教育と小学校教育との円滑な接続や、障がいのある幼児・児童・生徒についての特別支援教育の充実など、初等中等教育の一貫した学びの充実が求められています。

このため、全ての幼児教育施設で質の高い教育が提供できるよう、研修・助言の機会の充実や小学校教育との連携・接続の促進など、市長部局と連携を図りながら、幼児教育の一

層の充実に努めてまいります。

二点目は、「確かな学力の育成」についてであります。

新学習指導要領では、子どもたちが様々な社会の変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓いていくために必要な資質・能力を身につけることができるよう、各学校において、「主体的・対話的で深い学び」の視点に基づく授業改善を進めるとともに、教育効果を高める「カリキュラム・マネジメント」を実践することが求められています。

このため、市内小中学校においては、「全国学力・学習状況調査」や「標準学力検査」等の結果の分析を行い、実効性のある検証改善サイクルを確立するため、ICTを活用した授業改善や学習習慣の定着を図るとともに、研修等で講師を招聘し専門的助言を授業へ反映するほか、校長・教頭や教職員により構成される学力向上プロジェクトチームが作成する「確かな学力育成プラン」を活用した授業改善の取組など、校長のリーダーシップのもと、全教職員が一つのチームとなって取り組んでまいります。

これまで、授業改善に必要とされてきた教育環境については、GIGAスクール構想のもと、児童生徒一人一台端末の本格的な活用に対応するため、電子黒板や一部の教科にデジタル教科書を導入するほか、全ての児童生徒の可能性を引き出す教育へと転換し、令和の日本型学校教育の構築を目指した、最適な学びと協働的な学びを実現してまいります。

外国語教育については、児童生徒がバランスの取れた英語力を身に付け、日常的なコミュニケーションを図ることができるよう、英

語担当教員や外国語指導助手との連携により、英語力向上に向けた授業改善の取組を進めてまいります。

美唄らしい特色ある教育の推進については、美唄固有の歴史や文化を知り、美唄への誇りと愛着を持ち、地域資源を活用した「地域学・美唄学」の充実に図るとともに、地産地消を推進した安全・安心な学校給食の提供やふるさと給食の充実、教室での食育の取組とあわせ、子どもたちが農地に足を運び、体験的に農業や食の大切さなどを学ぶグリーン・ルネサンス推進事業を継続し、生きる力やふるさとを愛する心を育む、本市の特色ある食農教育を推進してまいります。

市内道立高等学校との連携については、高等学校施設を活用した中学校との授業交流や小中高が連携した学習会、市内中学生の1日体験入学などの交流のほか、高校が行うPR活動やキャリア教育活動などに対する支援を行ってまいります。

また、各学校が長期休業中や放課後に実施する補充的な学習サポート等については、本市の教育支援ボランティアや退職校長会のほか、高校生や大学生などの協力を受け、実施してまいります。

学校と家庭との連携では、「家庭学習の手引き」の継続活用のほか、各中学校区のテスト期間中に、幼・小・中・高が一緒に取り組む「美唄市家庭学習強化週間」など、望ましい生活習慣と家庭学習の習慣化に努めてまいります。

三点目は、「小中学校の適正配置」についてであります。

過疎化や少子化の影響を受け、令和3年3

月末をもって南美唄小学校及び南美唄中学校の両校が閉校することとなり、同年4月1日により東小学校及び東中学校へ統合することとなりました。

このため、それぞれの児童生徒が新しい教育環境の中で、戸惑いなく夢と希望をもって学校生活を送ることができるよう学校と一体となって取り組んでまいります。

また、少子高齢化や人口減少など新たな地域社会の変化に対応した質の高い教育環境を確保するため、小中一貫校や義務教育学校の導入に向けた協議・検討を進めるなど、引き続き、小中学校と一体となった生涯学習センター構想の検討を進めてまいります。

四点目は、「豊かな心の育成」についてであります。

児童生徒の豊かな心を育成するためには、豊かな情操や社会生活を送る上で欠かせない規範意識、自他の生命の尊重や自尊感情、他者への思いやりなどを育むことが求められています。

このため、児童生徒をそれぞれの発達段階に応じて、社会奉仕体験活動や自然体験活動、読書活動などの体験活動を通じ、ルールやマナーを身に付けるとともに、互いを尊重し合うやさしさと思いやりの心を育ててまいります。

また、道徳教育については、道徳の教科化により、よりよく生きるための道徳性を養う「考え、議論する道徳」の実践に向け、教員の校内研修等の中で指導方法の共通理解を図りながら、児童生徒が命の大切さや道徳的な価値や問題に向き合い、自ら気づくよう、指導の充実に努めてまいります。

不登校児童生徒の対策については、学校と常勤のスクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーとの連携を密にするほか、美唄市生徒指導交流会議の月例開催や適応指導教室への周知を行うなど、個々の児童生徒に応じたきめ細やかな支援を行ってまいります。

いじめの対策については、「美唄市いじめ防止基本方針」に基づき、各学校が実施する定期的な調査や教育相談、「仲間づくりこども会議」の実施を通じて、いじめの未然防止・早期発見につながる取組を行い、「いじめを生まない環境づくり」に努めてまいります。

また、いじめの疑いがある場合には、特定の教職員が問題を抱え込むことなく、学校が一体となって対応するよう、各学校への指導を徹底してまいります。

さらに、ネットトラブルの被害者や加害者にならないように、美唄市PTA連合会と連携した「美唄市小中学生ネットスマホルール」の周知を進めるとともに、北海道警察等が作成した啓発パンフレットを活用するなど、情報モラル教育の充実に取り組んでまいります。

教職員による体罰については、学校教育法において厳に禁止されており、児童生徒の人権や人格を侵害する行為であるとともに、いかなる理由があっても、絶対に許されるのではないという基本認識を全ての教職員が自覚し、体罰の防止が図られよう校長を通じ、全ての教職員に対して指導を徹底してまいります。

家庭内での虐待については、防止・根絶に向けて、学校や市長部局、児童相談所等と連携し、迅速に対応してまいります。

五点目は、「健やかな体の育成」についてで

あります。

児童生徒の健やかな心身の発達を図るためには、運動を通じて体力を養うとともに、食への関心を高め、健康的な生活習慣も身につけることが求められております。

このため、朝食の摂取や睡眠時間など、正しい生活習慣を身に付けることが必要であり、家庭と連携して、啓発と指導に努めてまいります。

特に、子どもの食生活の乱れは、肥満や痩身、体力の低下や学力の低下にも関係することから、栄養教諭による食に関する指導を通して、望ましい食習慣の確立や栄養バランスのとれた食生活を促してまいります。

学校給食については、人間の生命の源である食と農をつなぐことによって、人々が協働して自然に働きかけ、食べものをつくり、暮らしを立てるといふ人間生活の根源を学ぶことができる「生きた教材」であることから、給食を通じて、食の重要性や楽しさ、食と農に関する正しい知識などの定着を図るとともに、ふるさとを給食事業による学校給食の質の充実に努め、地域の特性を生かした食農教育を推進してまいります。

このため、学校給食費の徴収・管理に係る「公会計制度」について、令和4年度からの導入に向けた取組を進めるとともに、給食費による保護者の経済的な負担の軽減を図るため、給食費の一部を助成する取組を行ってまいります。

体力の向上については、「全国体力・運動能力、運動習慣調査」の結果をもとに、全学年で運動に親しむ意識の醸成を図り、児童生徒の体力の向上に向けた体育の授業改善や活動

の充実に努めるほか、縄跳びや持久走など「一校一実践」の継続的な取組を通じて運動習慣の確立に努めてまいります。

歯の健康については、美唄歯科医師会のご指導・ご協力をいただきながら、幼小フッ化物洗口推進事業を継続して実施し、虫歯の効果的な予防に努め、生涯にわたる歯の健康を促進してまいります。

薬物乱用防止教育や防煙教育に関する指導については、美唄警察署や美唄市医師会などの関係団体のご協力をいただき、児童生徒の正しい判断力と行動力を育ててまいります。

六点目は、「特別支援教育の充実」についてであります。

特別支援教育については、一人一人の状況に応じた指導内容や指導方法を工夫するとともに、長期的な視点に立ち、幼児期から中学を卒業するまで、切れ目のない一貫した教育支援を行うことが重要です。

このため、スタートシートや個別の教育支援計画・個別の指導計画はもとより、特別支援教育支援員を配置するなど、児童生徒の学校生活を支援してまいります。また、教育相談の充実のほか、美唄市特別支援教育連携協議会や関係機関、各学校の特別支援教育コーディネーターと連携し、教職員の資質向上を図るための研修を実施するなど、特別支援教育の充実に努めてまいります。

七点目は、「信頼される学校づくり」についてであります。

地域に開かれ信頼される学校づくりを進めるには、学校と家庭、地域が教育活動の目標を共有し、共に協働して組織的に課題に対応しながら、学校改善に努めることが大切であ

ります。同時に、保護者や地域住民が、学校と共に地域の教育に責任を負うとの認識のもと、学校運営に積極的に協力していくことも重要であります。

このため、学校を核とした、地域全体で子どもたちの学びや成長を支える取組が推進されるよう「コミュニティ・スクール」の活動を通じて、家庭や地域が学校運営の基本方針や「学校や地域課題」などを共有し、校長のリーダーシップのもと、地域の方々の幅広い参画による学校運営の改善・充実や、地域づくりに繋げるよう取り組んでまいります。

また、各学校のホームページを利用し、学校だよりや各種行事などの様子を情報発信し、開かれた学校づくりを進めてまいります。

就学援助制度については、経済的に厳しい世帯に対する支援として重要な役割を担っていることから、昨年度に引き続き、制度の拡充を図ることとし、学校を通じて「就学援助のお知らせ」の文書を配付するほか、広報メロディーや市のホームページに記事を掲載するなど、保護者の方に制度の周知をと行ってまいります。

教育の全市的な取組といたしましては、学校での子どもたちの様子を多くの市民の皆さんが参観することにより、学校教育への関心と理解を深め、学校と地域との連携を強化することを目的とした「美唄市教育の日地域一斉参観日」を引き続き、実施してまいります。

教職員の不祥事防止に向けては、服務に関する研修資料を効果的に活用しながら、職場研修や個人面談の一層の充実を図り、法令や服務規律の遵守について、徹底を図ってまいります。

学校における働き方改革については、教職員が心身ともに健康を保ち、誇りとやりがいをもって働くことができる環境を整え、児童生徒と向き合う時間を確保することにより、効果的で質の高い教育活動を持続的に行うことができるよう、「教職員の働き方改革アクション・プラン」に基づき、着実に推進してまいります。

部活動については、「美唄市の部活動の在り方に関する方針」に基づき、教師の部活動指導における負担が過度にならないよう指導、運営に係る体制を構築するなど、学校教育の一環として、部活動が持続可能なものとなるよう取り組んでまいります。

教職員の健康管理については、管理職からの声かけや学校での個別相談のほか、ストレスチェックを実施するなど、教職員の健康・メンタルケアの充実に務めてまいります。

登下校時などの安全対策については、学校安全マップの活用や地域の方々のご協力をいただき、登下校時の見守りや交通安全指導、通学路の安全点検を行うほか、学校では、外部からの侵入者等への対策として、美唄警察署のご協力をいただき、防犯訓練等を実施してまいります。

また、防災教育の一環として、市長部局と連携し、児童生徒が防災について考える「1日防災学校」を引き続き、実施してまいります。

八点目は、「教職員研修の充実」についてであります。

学校ごとの課題に対応した校内研修の充実をはじめ、研究指定校事業を継続して実施するとともに、各種研修会への積極的な参加を

通じて、専門的知識や技能の習得を図り、教職員の資質の向上に努めてまいります。

また、本市の教育関係職員を対象とした美唄市教職員サマーセミナーを開催し、美唄の歴史や産業などを学び、授業等に生かしていくことができるよう郷土史料館などを活用した「ふるさと美唄研修」等の研修を引き続き、実施してまいります。

九点目は、「学校施設の整備」についてであります。

学校施設については、令和4年度からの東小学校大規模改修工事に向けた実施設計を行い、安全・安心な教育環境の整備に努めてまいります。

次に、社会教育について申し上げます。

一点目は、「青少年の健全育成」についてであります。

少子高齢化や核家族化の進展、地域の人間関係が希薄化しているなど、青少年を取り巻く社会・生活環境が大きく変化していることから、地域との連携・協働等による社会全体で青少年が健やかな成長を積み上げていくことができるよう、安全・安心な環境をつくることが重要となっております。

青少年の健やかな成長を支える取組としましては、スポーツ・ダンスなど各種体験教室や優良青少年表彰などを継続するほか、子どもたちを犯罪やインターネット上のトラブルから守り、安全な地域をつくるため、引き続き、学校・家庭・学校支援地域本部や子ども会育成連絡協議会等と連携し、必要な指導と啓発を行ってまいります。

放課後児童施設については、子どもたちが放課後に安心して過ごせる家庭に代わる生

活・成長の場として、引き続き、安全・安心な施設の管理運営に努めるとともに、中央小学校区施設の改修を行い、利用する児童の生活環境の向上に努めてまいります。

二点目は、「生涯学習活動の充実」についてであります。

市民の皆さんが、地域に根ざし、生涯にわたって学び続け、その学びの成果をまちづくりに生かせるよう、多様な生涯学習機会の提供が必要となっております。

このため、地域の人材等が相互に連携して、地域資源を活用した美唄の歴史・文化の保全と活用について検討するとともに、美唄の歴史、文化を掘り起こし、次世代に伝える「地域学・美唄学」の取組みを進めてまいります。

次に、郷土史料館については、令和2年度の沼貝村130年、美唄市制施行70年の歴史を節目として、学芸員を配置し、地域の人材の記憶や貴重な経験などを活用した「地域学・美唄学」の拠点施設としての取組を進めるとともに、本市の歴史的資料の収集、保管、展示及び調査研究など、これらと関連する事業の充実に努めてまいります。

また、特別展・企画展については、公益財団法人北海道埋蔵文化財センター等と連携し、展示の実施回数や内容の充実に努めるとともに、体験講座については、文化芸術に関する講座や講演会など、様々な講座を企画してまいります。

さらに、収蔵史料のデジタル化を進め、史料の保存と活用につなげるため、必要なデジタル機器の整備を行ってまいります。

次に、図書館については、市民の皆さんが読書活動を広げ、深めることができるよう、

蔵書の充実を図るとともに、資料や情報を求める人と適切な情報源を手助けとして結びつけるレファレンスサービスの充実に努めてまいります。

また、企画展示や宅配サービス、インターネット予約サービスなど、指定管理者と連携を図りながら利用しやすい図書館づくりに努めてまいります。

移動図書館車については、老朽化していることから、更新を行い、巡回による図書サービスの向上に努めてまいります。

子どもの読書活動については、「第4次美唄市子ども読書活動推進計画」のスタートの年であり、子どもが言葉に親しむ中で、表現力や豊かな想像力を育むよう、幼児期から本に親しむ機会を提供するブックスタート事業や本の読み聞かせなどを継続するほか、学校配本事業等により、子どもの読書習慣を育成する環境づくり事業を進めてまいります。

三点目は、「文化芸術の振興」についてであります。

文化芸術の振興については、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じるとともに、文化活動団体等との連携により、市民文化祭をはじめとする文化芸術の発表機会の確保と、鑑賞や体験できる事業を実施してまいります。

また、教育委員会に「地域おこし協力隊」の職員を配置し、市内の文化芸術活動について広く情報の提供や活動を広げるための支援を行うなど、市民の皆さんに文化芸術に参加する機会と触れる機会の充実に努めてまいります。

公民館・市民会館については、市民の皆さん

の相互の交流や文化活動の充実に繋がるよう利用促進に努めてまいります。

安田侃彫刻美術館アルテピアッツァ美唄については、美術館の魅力を市内外に発信するとともに、文化芸術の交流などが促進されるよう、適切な管理運営に努めてまいります。

また、水の広場の大理石修繕やろ過器の改修などを行い、美術館全体の計画的な保全、整備に努めてまいります。

四点目は、「文化財等の保護」についてであります。

市内にある北海道及び市指定文化財については、いずれも美唄市や北海道の歴史に関する貴重な文化財で、市民の生活や風習との関わりを持ち、また地域の推移を知る上で欠くことのできない文化遺産であります。

有形文化財である美唄屯田兵屋等については、現在の状態での維持・保存に努めるとともに、無形文化財である峰延獅子舞と峰延東傘踊りについては、保存会との連携を図ってまいります。

日本遺産登録の構成文化財である旧栄小学校校舎と体育館については、改修に係る実施設計を実施してまいります。

また、炭鉱メモリアル森林公園の竪坑櫓については、保全に向けた現況調査・設計を実施してまいります。

さらに、旧東明駅舎及び4110形式十輪連結タンク機関車2号については、クラウドファンディングに寄せられた寄附金を活用し、保存に向けた駅舎屋根の補修や機関車の整備を行ってまいります。

五点目は、「社会教育施設の充実」についてであります。

社会教育施設については、市民の皆さんをはじめ、様々の方の自主的、積極的な活動の場として、安全で快適に供することができるよう適切な管理運営に努めてまいります。

このため、市民の皆さんが利用しやすい適切な施設の管理運営について指定管理者と連携し、施設の維持管理を図ってまいります。

六点目は、「生涯スポーツの振興」についてであります。

生涯スポーツの振興については、「スポーツ健康都市宣言」に基づき、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じるとともに、子どもから高齢者、性別、障がいの有無に関わらず、市民の皆さんが生涯にわたって健康で生き生きと暮らすことができるよう、基礎体力の向上を目的とした体力づくり教室、スポーツや競技会・レクレーションなどの各種大会等の開催を通じて、生涯スポーツの推進に取り組んでまいります。

こうした環境づくりや事業等の推進にあたっては、スポーツ推進委員会をはじめ、美唄市スポーツ協会や関係団体と連携・協働しながら進めてまいります。

七点目は、「スポーツ大会の誘致」についてであります。

スポーツ大会の誘致については、市内にあるスポーツ施設を活用した大会の誘致を行うとともに、軟式野球連盟や美唄ブラックダイヤモンド球団、プロ野球OB団体と連携し、北海道地区代表決定戦や全国少年軟式野球大会の共催、さらには、小中学校の全道規模のテニス大会など、大会誘致に向けて取り組んでまいります。

八点目は、「スポーツ施設の整備」について

であります。

スポーツ施設については、安全で快適な利用環境を整えるため、施設の適切な維持管理に取り組んでまいります。

また、総合体育館については、アリーナ及びサブアリーナの床改修を、市営球場については、外野フェンスの安全対策など、施設の整備を実施してまいります。

以上、令和3年度の教育行政における主要な方針について申し上げます。

昨年は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、本市においても小中学校の臨時休業措置を行い、長期にわたって子どもたちが学校に通えない状況となりました。

子どもたちからの「勉強が遅れることが不安」、「友達に会いたい」という声を真摯に受け止め、学校再開後には、感染症対策を講じながら最大限、子どもたちの健やかな学びを保障できるよう、学校の授業における学習活動の重点化や次年度以降を見通した教育課程編成に取り組んできたところであります。

私は、美唄の子どもたちが、「予測困難な時代」にあっても、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、判断して行動し、それぞれが思い描く幸せを実現するとともに、学校で学んだことが、子どもたちの「生きる力」となって、明日に、そしてその先の人生につながってほしいと考えています。

教育委員会といたしましては、学校、家庭、地域の連携・協働を一層深め、地域総がかりで、子どもたちが未来社会に力強く生きていく力を育てていくために、全力で取り組んでまいります。

市民の皆様及び市議会議員の皆様のご理解

とご協力を心からお願い申し上げます。

●議長金子義彦君 次に日程の第7、報告第1号例月出納検査結果報告ないし日程の第12、報告第6号行政監査報告の以上6件を一括議題といたします。

これより、本件について一括質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、報告第1号ないし報告第6号の以上を6件の一括質疑を終わります。

●議長金子義彦君 次に日程の第13、議案第15号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件ないし日程の第20、議案第22号美唄市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例制定の件の以上8件について、一括議題といたします。

本件に関し、提案理由の説明を求めます。

●市長板東知文君 ただいま上程されました各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第15号美唄市国民健康保険条例の一部改正の件であります。

本件は、新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律において、条文中に引用する新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定が削除されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第16号美唄市受動喫煙防止健康づくり基金条例制定の件であります。

本件は、美唄市受動喫煙防止条例に基づき、受動喫煙を生じさせることのないまちづくりと市民の健康づくりを推進する費用に充てる

ため、美唄市受動喫煙防止健康づくり基金設置について、条例を制定するものであります。

次に、議案第17号美唄市介護保険条例の一部改正の件であります。

本件は、介護保健第1号、被保険者の保険料率について、3年を区切りとした平成30年度から令和2年度までの事業運営期間が終了することから、令和3年度から令和5年度までの保険料率を改定するため、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第18号美唄市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営の基準に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、本市が基準としている国の基準省令である指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準において、条文中に引用する関係条項について改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第19号美唄市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部改正の件であります。

本件は、本市が基準としている国の基準省令である指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに関わる介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において、条文中に引用する関係条項について改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第20号美唄市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部改正の件

であります。

本件は、本市が基準としている国の基準省令である指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準において、条文中に引用する関係条項について改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第21号美唄市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準を定める条例の一部改正の件であります。

本件は、本市が基準としている国の基準省令である指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準において、条文中に引用する関係条項について改正されたことから、必要な改正を行うものであります。

次に、議案第22号美唄市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金条例制定の件であります。

本件は、新型コロナウイルス感染症の拡大の影響を受け、美唄市新型コロナウイルス感染症対策緊急資金の融資を受けた事業者に対して、本市が実施する利子補給金を支給する事業に要する経費にあてるため、美唄市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金の設置について、条例を制定するものであります。ご審議のほど、よろしく願いいたします。

●議長金子義彦君 ただいま提案理由の説明がありました、議案第15号ないし議案第22号の以上8件については大綱質疑のとどめ、所管の常任委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これより、議案第15号ないし議案第22号の

以上8件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

議案第15号ないし議案第22号以上8件は、産業・厚生委員会に付託の上、審査することにいたします。

●議長金子義彦君 日程の第21、議案第3号令和2年度一般会計補正予算(第11号)ないし日程の第32、令和3年度美唄市工業用水道事業会計予算の以上12件を一括議題といたします。

本件に関し、提案理由説明を求めます。

●市長板東知文君 ただいま上程されました、各案件について、提案理由をご説明申し上げます。

初めに、議案第3号令和2年度美唄市一般会計補正予算(第11号)であります。

本件は、第1条歳入歳出予算、第2条繰越明許費、第3条地方債について補正しようとするものであります。第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算総額にそれぞれ9,923万5,000円を増額補正し、補正後の予算総額を210億448万1,000円にしようとするものであります。

補正内容につきまして、歳出から申し上げますと、総務費には、「美唄市新型コロナウイルス感染症対策緊急資金」から融資を受けた中小企業者に対し、令和3年度以降の利子を市が補給するにあたっての財源とするため、国の臨時交付金を「美唄市新型コロナウイルス感染症対策資金利子補給基金」に積み立てる、「基金積立金」を増額計上いたしました。

民生費には、新型コロナウイルス感染症の影響により、施設に入所及び通所しております利用者の各種サービス提供の増加等により、扶助費に不足が生じることから、「施設利用支援事業」を増額計上いたしました。

農林費には、国の補正予算に伴う事業として、持続可能な農業構造を実現するため、人・農地プランに位置づけられた経営体が行う農業機械等の導入に対し支援する、「担い手確保・経営強化支援事業」を計上するとともに道営水利施設等保全高度化事業の大富地区、中美地区、二幹川第二地区及び沼乙地区について、農家負担軽減対策を行う「農業競争力基盤強化特別対策事業」を増額計上いたしました。

教育費には、各小・中学校における教育活動に際して、児童生徒・教職員等の感染症対策に必要な物品等を購入する学校管理費、「小学校管理運営事業」及び「中学校管理運営事業」をそれぞれ増額計上いたしました。

諸支出金には、介護保険システムの改修に要する経費を増額補正する介護保険会計に対し、経費の一部について繰り出しを行う「介護保険会計支出金」を計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金、道支出金、市債及び繰越金をそれぞれ増額補正し、財源対応いたしました。

第2条繰越明許費の補正につきましては、本年度の当初及び補正の歳入歳出の予算に計上している、「地域情報化運用事業」、「戸籍住民登録等事務」、「農業競争力基盤強化特別対策事業」、「小学校管理運営事業」及び「中学校管理運営事業」について、令和2年度中に

事業が完了出来ないため、繰越明許費の設定を行うものであります。

第3条、地方債の補正につきましては、地方消費税交付金等については、新型コロナウイルス感染症の影響により、減収が見込まれることから、それを補てんするために発効する「減収補てん債」を追加するとともに、道との起債協議において、当初の予定額を上回る同意を得られる見込みとなっております、「廃棄物処理施設整備債」50万円、「農業基盤整備債」1,760万円、「農業排水路整備債」220万円、「義務教育施設整備債」570万円、「臨時財政対策債」536万3,000円をそれぞれ増額発行するため、地方債の限度額を変更したものであります。

次に、議案第4号令和2年度美唄市介護保険会計補正予算（第4号）について、提案理由をご説明申し上げます。

本件は、第1条歳入歳出予算について補正しようとするものであります。

第1条、歳入歳出予算の補正につきましては、歳入歳出の予算の総額にそれぞれ341万円を増額補正し、補正後の予算総額を29億9,252万5,000円にしようとするものであります。

補正内容につきましては、歳出から申し上げますと、総務費に令和2年度介護保険制度改正に伴い、必要となる介護保険システムの改修を行う一般管理事務を増額計上いたしました。

一方、歳入につきましては、歳出計上額に対応する国庫支出金及び繰入金を増額計上し、財源対応をいたしました。

次に、令和3年度各会計予算について申し上げます。

令和3年度予算につきましては、分散型社会への移行やグリーン社会の実現など、コロナ後の新たな社会を展望しつつ、第7期美唄市総合計画の都市像に掲げる、「ともに支えあい、分かち合う、田園文化創造都市びばい」の実現を目指し、5つの柱に沿って各施策を推進していくため、所要の事業について、予算計上したところであります。

この結果、全会計の予算の総額は283億3,533万3,000円となりました。以下、会計ごとに予算の概要をご説明申し上げます。

初めに、議案第5号令和3年度美唄市一般会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を163億1,904万5,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

以下、歳出の主なものについて申し上げますと、議会費には、議会の運営に要する一般管理事務や常任委員会都市行政調査事業などを、総務費には、移住・定住促進事業や行政情報化運用事業、庁舎整備事業などを、民生費には、地域支え合い推進事業や、子育て支援対策事業、恵風園整備事業などを、衛生費には、合同墓整備事業や子育て世代包括支援センター事業、新型コロナウイルスワクチン接種事業などを、労働費には、地元就職等応援事業やふるさとハローワーク就労促進支援事業などを、農林費には、農業振興事業や農産物ブランド化促進事業、中心経営体農地集積促進事業などを、商工費には、農商工連携推進助成事業やスポーツビジネス起業家支援事業、WDCプロモーション事業などを、土

木費には、都市計画街路整備事業や公園施設等再整備事業、住宅改修促進助成事業などを、消防費には、消防施設整備事業や消防団装備整備事業などを、教育費には、就学援助事業や図書館整備事業、学校給食費負担軽減事業などを、公債費には、市債の元利償還金などを、職員費には、一般会計職員の給料等に要する経費などを、諸支出金には特別会計に対する繰出金などをそれぞれ計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、市税、地方交付税、国庫支出金、市債などを計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金についてそれぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第6号令和3年度美唄市民バス会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を4,232万4,000円と定めようとするものであります。

歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、市民バス運行費に3,838万9,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に1,157万3,000円を計上しました。

第2条、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第7号令和3年度美唄市国民健康保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を30億9,149万8,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、

第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に22億1,965万8,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、道支出金に22億8,378万9,000円を計上しました。

第2条は、一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第8号令和3年度美唄市下水道会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を16億9,505万8,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、下水道費に5億2,845万8,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、使用料及び手数料に4億38万5,000円を計上しました。

第2条から第4条までは、債務負担行為、地方債、一時借入金について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第9号令和3年度美唄市介護保険会計予算であります。

第1条は、歳入歳出予算の総額を29億6,970万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は、第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、保険給付費に27億1,790万4,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、支払基金交付金に7億6,069万円を計上しました。

第2条は一時借入金について、定めようとするものであります。

次に、議案第10号令和3年度美唄市介護サービス事業会計予算であります。

第1条は歳入歳出予算の総額を2億3,496万1,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、総務費に2億470万8,000円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、サービス収入に1億8,758万8,000円を計上しました。

第2条は一時借入金について定めようとするものであります。

次に、議案第11号令和3年度美唄市後期高齢者医療会計予算であります。

第1条は歳入歳出予算の総額を7億8,895万9,000円と定めようとするものであります。

歳入歳出予算の款項の区分及びその金額は第1表のとおりであります。

歳出の主なものについて申し上げますと、北海道後期高齢者医療広域連合納付金に7億7,702万円を計上しました。

一方、歳入の主なものとしましては、後期高齢者医療保険料に2億7,238万円を計上しました。

次に、議案第12号令和3年度市立美唄病院事業会計予算であります。

第2条は病床数、年間患者数、一日平均患者数及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借

入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、案第13号令和3年度美唄市水道事業会計予算であります。

第2条は給水戸数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第9条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金、たな卸資産購入限度額について、それぞれ定めようとするものであります。

次に、議案第14号令和3年度美唄市工業用水道事業会計予算であります。第2条は給水事業所数、年間総配水量、一日平均配水量及び主要な建設改良事業の年度内業務の予定量を定めるものであります。

第3条から第8条までは、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出、企業債、一時借入金の限度額、流用禁止経費、他会計からの補助金について、それぞれ定めようとするものであります。

以上よろしくご審議をお願いいたします。

●議長金子義彦君 お諮りいたします。

ただいま提案理由の説明がありました、議案第3号ないし議案第14号の以上12件については、大綱質疑にとどめ、後ほど設置いたします特別委員会に付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。

これより、議案第3号ないし議案第14号の以上12件について、一括大綱質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

これをもって、一括大綱質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

議案第3号ないし、議案第14号の以上12件については、13人の委員をもって構成する予算審査特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することにいたしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

ご異議ありませんので、そのように決定いたしました。ただいま設置されました予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定により、

森明人議員、伊藤真久議員、齋藤久美夫議員、山上他美夫議員、山崎一広議員、川上美樹議員、楠徹也議員、松山教宗議員、本郷幸治議員、紫藤政則議員、桜井龍雄議員、谷村知重議員、小関勝教議員

の以上13人の議員を指名いたします。

以上をもって本日の日程は全部終了いたしました。

本日はこれをもって散会いたします。

午後 0 時 2 1 分 散会

